

暴力団等排除措置に係る誓約書

☐ 私

☐ 当法人

は、市と土地売買契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、市が警察へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方から排除される者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、団体である場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者
- (4) 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 役員等が、特別の事情もなく、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときに釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）に基づき行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出を怠った者

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

釧路市長 あて

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名